

生 生 第 7 0 号

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 生駒市長 小 紫 雅 史

審査請求人が、令和3年10月18日付けで提起した処分庁による個人情報部分開示（一部非開示）決定処分の取消しを求める審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、生駒市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づいて、「平成〇〇年〇〇月〇〇日(保護開始日)から令和〇年〇〇月〇〇日(保護廃止日)までの間のケース記録票、ケース診断会議記録表及び保護決定調書並びに令和〇年〇〇月〇〇日(保護申請日)から同年同月〇〇日(申請却下日)までの間の経緯記録(面接記録票、ケース診断会議記録表、保護決定調書)」(以下「本件行政文書」という。)の開示を請求したところ、市長が本件行政文書に記録されている情報の一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 前提事実等

(1) 条例

条例第15条は柱書で「実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該開示をしないことができる。」と定め、第4号で「開示をすることにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずると認められる保有個人情報」と規定している。(市長は実施機関である。(条例第2条第3号))

(2) 市長が不開示とした情報

本件処分において市長が不開示とした情報(以下「本件不開示情報」という。)は、ケース記録

票のうち、各「平成〇〇年〇〇月〇〇日記録 電話(平成〇〇年〇〇月〇〇日)」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日記録 訪問(社会福祉施設 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇)」と題するものに記録されている情報の一部である。

(3) 市長が不開示とした理由

本件不開示情報は、関係機関職員の会議での発言であるため、開示することにより、今後の適正な生活保護事務に著しい支障が生じる。

したがって、当該情報は条例第15条第4号が定める不開示情報に当たる。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1)「平成〇〇年〇〇月〇〇日記録 訪問(社会福祉施設 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇)」と題するケース記録票に記録されている情報は、ケースワーカーが関係機関の要請に応じて出席した会議において提供されたものであり、ケースワーカーが生活保護行政上必要な情報を得るために積極的に関与した会議において取得したものではないから、開示されることにより、今後保護行政上必要な情報を得られなくなるなどの支障は具体的に想定されない。

(2) ケース会議は被支援者のためのものであるから、本人の意思を尊重すべきであり、本来、被支援者の参加の下に開催され、支援方針が決定されるべきである。本人抜きで支援方針を決定することは適切でなく、参加できなかった場合には、会議の結果が本人に通知されるべきである。

したがって、ケース会議は、その性質上、被支援者に開示されることが想定されているのであるから、開示することによって保護行政の執行に著しい支障が生じるとはいえない。

(3) 市長は、「当該情報を開示するとなると、今後、ケース会議において率直な意見交換が行えなくなり、正確な情報共有が行えず事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。それだけでなく、関係機関との信頼関係を著しく損なう場合もある。」と主張するが、本件不開示情報の開示が、どの程度率直な意見交換を阻害し、それがなぜ正確な情報共有が行えないことになるのか、いかなる事務の遂行にいかなる支障を及ぼすかについて具体的に述べておらず、例外的な不開示を容認する理由たりえない。

(4) 市長は、「ケース会議の内容を被保護者が知るとなると、内容によっては審査請求人がケースワーカー等へ不信感を抱き、ケースワーカー等との関係性が悪化し、被保護者への支援に支障を及ぼす場合もある。」と主張するが、いかなる内容を知ると、ケースワーカーと誰に対して、いかなる不信感を抱き、いかなる関係性悪化が、いかなる支援にいかなる支障を及ぼすかについて述べておらず、これも不開示を容認する理由たりえない。

2 市長の主張

(1) 本件不開示情報は審査請求人に係るケース会議の内容で、関係機関職員が審査請求人に関する情報をありのままに発言した情報で、審査請求人が当該情報を知ることのない前提で遠慮なく発言している。

当該情報を開示するとなると、今後、ケース会議において率直な意見交換が行えなくなり、

正確な情報共有が行えず事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。それだけでなく、関係機関との信頼関係を著しく損なう場合もある。

- (2) 被保護者とケースワーカー等とが良好な関係を築くことは、保護の実施において重要なことであり、ケース会議の内容を被保護者が知るとなると、内容によっては審査請求人がケースワーカー等へ不信感を抱き、ケースワーカー等との関係性が悪化し、被保護者への支援に支障を及ぼす場合もある。生活保護が廃止になった者についても、再度生活保護申請をされるのが往々にしてあり、生活保護が廃止になった者へのケース会議の内容の開示は、将来における事務の執行を阻害する恐れがある。
- (3) 審査請求人は、ケース会議は本人出席が原則であると主張するが、それを示す厚労省指針等は見当たらない。当該ケース会議は、単に関係行政機関職員が情報共有を図るために実施したものであり、審査請求人の思いを聞き、支援方針を決定する会議ではない。

理 由

1 本件処分について

- (1) 生活保護行政(以下「保護行政」という。)を担当する行政機関(以下「担当行政機関」という。)が、その公正かつ適正な保護行政を執行するためには、保護行政、とりわけ被保護者(被保護者となりうる者を含む。以下、同じ。)に係るさまざまな情報を適切に取得することが必要不可欠である。
- (2) これら被保護者に係る情報の取得は、担当行政機関が自らの調査を通して独自にする取得のみならず、被保護者の関係機関又は関係者が、担当行政機関の要請に応じて任意に提供して、あるいはそれらが独自の判断で自主的に担当行政機関に提供することによってする取得もある。
- (3) 関係機関又は関係者がする担当行政機関の要請に応じた任意の情報提供又はそれらの自主的な判断で行う情報提供は、担当行政機関にとって、その課せられた情報収集に係る時間的、員数的、能力的限界等を克服し、より必要かつ充実した情報の取得に資するものであり、担当行政機関が保護行政を公正かつ適正に執行する上で極めて重要かつ欠くことのできない情報取得の方途といえる。
- (4) 担当行政機関が、公正かつ適正な保護行政を執行するため、必要な情報につき、関係機関及び関係者に任意の提供を求めて、あるいはそれらから自主的な提供を受けて適切に取得するためには、担当行政機関と関係行政機関及び関係者との間の信頼関係が不可欠であり、とりわけ当該情報が、被保護者に係る事実又は評価であって、かつ当該情報の提供者が特定され得るものである場合には、担当行政機関が情報提供者を秘匿することはこの信頼関係の構築と維持のために必要不可欠である。
- (5) 一般に、かかる情報の提供者は、自己が情報提供者であることが秘匿されることを前提に率直な情報を提供するものであるから、自己が特定される情報が本人に開示されることとなると、情報提供者は、当該情報を担当行政機関に提供したことについて当該本人から激しく咎められ、あるいは当該情報源を明かすべく厳しく問い質されることなどを危惧して情報の提供を躊躇し、自主的に情報を提供することをしなくなることはもとより、場合によっては担当行政

機関からの情報提供要請を頑なに拒み、あるいは行政文書として記録に残さない条件の下に情報を提供するなどの事態が生じることは、経験則上、容易に予測できるところである。

(6) これを本件についてみると、本件不開示情報は、審査請求人の関係機関及び関係者からの同人に係る情報であるが、その内容は同人に係る事実又は評価であって、かつ当該情報の提供者が特定され得るものであることが認められる。

そうすると、本件不開示情報を本人である審査請求人に開示すると、上記のとおり事態を生じることが相当程度の蓋然性をもって予測されるから、本件不開示情報は、条例第15条第4号で定める「開示をすることにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずると認められる保有個人情報」に当たると解することができる。

よって、本件不開示情報は条例第15条第4号に定める保有個人情報に該当することができることから、本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

2 結論

以上のとおり、本件不開示情報は条例第15条第4号に定める保有個人情報に該当することから、主文のとおり裁決する。

令和4年5月11日

審査庁 生駒市長 小 紫 雅 史

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。